施設内の社員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

このことについて、工場や店舗、オフィスなどの施設内で働く社員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合、市では次のとおり対応することとなりますので、施設の管理者においては、万一の事態に備えた取組みを進めていただくようお願いします。

なお、社員以外の感染された方の行動履歴を調査する中で、感染された方が当該施設を 利用し、濃厚接触の可能性が認められる場合についても、同様の対応をとらせていただく こととなります。

1 市の対応(感染の連絡と疫学調査)

- (1) 市保健所は、施設内で働く社員の方が、PCR検査で新型コロナウイルスへの感染が確認された場合には、感染された方を通じて施設の管理者と連絡をとり、感染の事実を連絡します。
- (2) 市保健所は、感染された方から聴取した症状や行動履歴等に基づき、「市コロナ対策 班」を当該施設に派遣し、施設管理者や関係者からヒアリングを行い、感染された方 が一定時間滞在した場所、接触した人やもの、行動範囲などについて詳細な疫学調査 を行います。
- (3) この疫学調査により濃厚接触者や消毒の範囲などについて特定することと併せて、 濃厚接触者の対処(自宅待機など)や消毒の方法などについて指示や助言をしますので、施設の管理者はその指示等に基づき対応をお願いします。

2 施設の対応(万一に備えた取組み)

- (1) 施設の管理者においては、社員個人の人権の尊重とプライバシーの保護を図っていただくとともに、感染された方が不特定多数と濃厚接触した可能性があるときなど、関係者に周知して注意喚起する必要がある場合は、利用者や関係者などへの情報提供を行う必要が生じる可能性があることも考慮願います。
- (2) なお、PCR検査の結果で感染が明らかとなったときの他の社員等への影響に鑑み、感染が疑われる方には、検査を受ける段階から、できる限り施設の管理者に連絡をしていただくことになります。
- (3) 施設の管理者においては、社員の方が施設の管理者と確実に連絡できるように、平時から、万一の際の連絡先を周知しておくとともに、業務継続計画(BCP)を作成するなど、社員が出勤できなくなる事態に対する備えをお願いします。

【事務担当】いわき市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 (保健所総務課) 電話 27-8555

保健所への一般相談専用ダイヤルの設置について

このことについて、新型コロナウイルス感染症に関する相談など、保健所に対する相談が増加していることから、次のとおり一般相談専用ダイヤルを設置しますので、お知らせします。

- 1 設置場所保健所総務課
- 2 設置期間 令和2年3月24日(火)から
- 3 受付時間 平日(土、日曜日、祝日を除く)午前8時30分から午後5時まで
- 4 一般相談専用ダイヤル 電話 27-8606
- 5 相談内容 新型コロナウイルス感染症に関する相談など一般的な相談
- ※ 発熱や咳などの呼吸器症状等がある方は、「帰国者・接触者相談センター」 (電話 27-8596) へご相談ください。